

意見書

保育園長 殿

園児氏名：

生年月日：平成・令和 年 月 日生

病 名（疾患に○印）

インフルエンザ・麻しん（はしか）・風しん・水痘（みずぼうそう）
帯状疱疹しん・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・咽頭結膜熱（プール熱）
流行性角結膜炎（はやり目）・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症・結核
新型コロナウイルス感染症・（その他： ）

上記児童は令和 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名：

医師氏名： ㊟

-----キリトリ-----

●新型コロナウイルス感染症 登園までの日数の数え方

登園のめやす：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過してから

症状がでた日は含まず、翌日を1日目と数えます。

症状がない場合、検体採取日は含まず、翌日を1日目と数えます。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
① 症状のある方	発症日 有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	無症状	登園可能		10日間が経過するまでは、ウイルスの排出の可能性があるため、周りの方へうつさないよう配慮 ※乳幼児のマスクの着用については、2歳未満には奨めておらず、2歳以上についても求めています。		
② 症状のある方	発症日 有症状	有症状	有症状	無症状	無症状	有症状	無症状	登園可能			
③ 症状のない方	検体採取日 無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登園可能				

例②では、症状が出た日から数えると6日目より登園可能となりますが、5日目に有症状（発熱など）があったため、6日目は休養をとり、7日目から登園可能と考えます。

※ご不明な点はかかりつけ医にご相談ください。

り患後の登園には、医師の意見書の提出をお願いしています。